

第1次勧告の構成イメージ（案）

～ 副 題 ～

まえがき

- ・ 審議の経過
- ・ 第1次勧告の提出に当たって（委員会の決意）

第1章 国と地方の役割分担の基本的な考え方

- （1）「地方が主役の国づくり」に向けた今次分権改革の理念と課題
（「中間的な取りまとめ」のエッセンスを含む。）
- （2）国と地方の役割分担
 - ・ 国が重点的に担うべき役割（法制的な仕組みの横断的な見直しを含む。）
 - ・ 国と地方の役割分担のメルクマール
- （3）広域自治体と基礎自治体の役割分担

第2章 重点行政分野の抜本的見直し

- （1）くらしづくり分野関係
幼保一元化、子ども〔文・厚〕、教育〔文〕、
医療、生活保護、福祉・保健、労働〔厚労〕等
- （2）まちづくり分野関係
土地利用（農地・都市計画等）〔農・国〕、道路、河川〔国〕、防災〔府・消・防〕、環境〔環〕
住宅、交通・観光〔国〕、商工業〔経〕等

第3章 基礎自治体等への権限移譲と自由度の拡大

- （1）基礎自治体への権限移譲の推進
 - ・ 都道府県事務処理特例条例による市町村への権限移譲の状況
 - ・ 取組方針
（別紙）「都道府県から市町村への権限移譲の推進について」
- （2）補助対象財産の財産処分の弾力化
 - ・ 補助対象財産の転用等に対する制限の改善
（別紙）「補助対象財産の転用等に係る制限の改善に関する措置について」

第4章 第2次勧告に向けた検討課題

- （1）国の出先機関の改革の基本方向
 - ・ 国と地方の役割分担と国の出先機関の見直しの視点
 - ・ 見直しの進め方
- （2）法制的な仕組みの横断的な見直し（義務付け・枠付け、関与）
 - ・ 横断的調査の実施
 - ・ 見直しの進め方
 - ・ 地方自治法制関係事項の見直し

おわりに（次の事項についての今後の議論の方向を含む。）

- ・ 広域連携等の行政体制について
- ・ 分権型社会に向けた税財政について